

○分賦基本水量等の決定について

制 定 昭和50年9月10日 議案第2号議決

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）に規定する「1日最大給水量」及び「分賦基本水量」について、昭和51年度から昭和53年度までの1日最大給水量及び分賦基本水量を次のように定める。

昭和51年度から
昭和53年度まで 1日最大水量及び分賦基本水量

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決）第3条第1項に規定する1日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量は、昭和51年度から昭和53年度までについて別表のとおり定める。

別 表

昭和51年度から
昭和53年度まで 各年度の1日最大給水量及び分賦基本水量

(単位 立方米)

神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市	
1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量
574,900	146,886,950	254,062	64,913,060	111,588	28,510,880	27,450	7,013,475